

第6章 人口減少を抑止する町独自の施策

6.1 人口減少を抑止する町独自の施策

町が人口減少を抑止するため、町域全体で行う施策について、結婚定住や子育て支援を中心に以下のように設定しました。

施策目的	施策
人口減少を抑止する町独自の施策	① 空き家利活用支援事業
	② 結婚定住奨励事業
	③ 小児医療費助成
	④ 保育園副食費助成

人口減少を抑止する町独自の施策

①空き家利活用支援事業

ねらい：空き家の改修、家財管理に要する経費の一部を補助し、定住人口の維持・増加を図ります。また、空き家の売買、賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて登録した空き家情報を公表し、空き家の有効活用を通じて移住及び定住の促進による地域の活性化を図ります。

条件：早島町空き家情報バンク制度※に登録された物件。

内容：・空き家での生活を行うに際してのリフォーム等に係る費用を支援。（居住部分の老朽箇所の修繕費、設備修繕のための改修費、空き家の家財道具の搬出や清掃に係る経費などについて助成）
・町内での居住は利便性が高いことのメリットを示すものとし、売りたい人や貸したい人と住みたい人とをマッチング。

※「早島町空き家情報バンク制度実施要綱」参照

②結婚定住奨励事業

ねらい：若い世代の増加・定住、出産による年少人口の増加により活力ある地域を形成するため、町内において夫婦の受け入れを図ります。

条件：倉敷結婚相談所に登録もしくはおかやま出会い・結婚サポートセンター（岡山県事業）が運営するおかやま縁結びネットへの登録又は早島町主催の結婚支援事業に参加していた夫婦で、いずれかの年齢が40歳未満かつ夫婦ともに住民登録を有していること等※。

内容：・結婚後早島町に定住する場合に町内の商店等で利用できる商品券の交付。

※「早島町結婚定住奨励事業実施要綱」参照

③小児医療費助成

ね ら い：若い世代の増加・定住、出産による年少人口の増加により活力ある地域を形成するため、小児医療費助成を行います。

条 件：子どもが生まれたときや早島町に転入したときに「小児医療費受給資格者証交付申請書」を提出すること等※。

内 容：中学校卒業まで（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の子どもの保険適用の医療について、健康保険の自己負担額を助成。

※「早島町小児医療費給付に関する条例並びに同施行規則」参照

④保育園副食費助成

ね ら い：若い世代の増加・定住、出産による年少人口の増加により活力ある地域を形成するため、保育園副食費助成を行います。

条 件：早島町内の認可保育園に通園している場合は手続き不要。

内 容：保育園の副食費月額 2,500 円を限度として助成。

※「副食費の実費徴収に係る補助金交付要綱」参照